

ななかまどの街訪問看護ステーション
(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社エリアサポート秋田が開設する、ななかまどの街訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者及び要支援者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

2 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

3 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 ななかまどの街訪問看護ステーション
- (2) 所在地 秋田市御所野堤台1丁目6番95号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名(兼務)
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 訪問看護師の管理
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導

- ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
- ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥ 利用者の記録保存・管理
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の衛生管理
- ⑩ 管理事務処理並びに経理処理

(2) 訪問看護師	正看護師	常 勤	4 名 (兼務 1 名)
		非常勤	0 名 (兼務 0 名)
	准看護師	常 勤	0 名 (兼務 0 名)
		非常勤	0 名 (兼務 0 名)
	理学療法士	常 勤	1 名 (兼務 0 名)
		非常勤	0 名 (兼務 0 名)
	作業療法士	常 勤	0 名 (兼務 0 名)
		非常勤	0 名 (兼務 0 名)
	事務員	非常勤	0 名 (兼務 0 名)

- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② (介護予防) 訪問看護計画書の作成及び指定 (介護予防) 訪問看護の実施
- ③ 指定 (介護予防) 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④ 必要に応じ主治医との連絡調整
- ⑤ 管理者への協力

(営業日・営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間

午前 9 時から午後 6 時までとする。

(指定 (介護予防) 訪問看護の提供方法)

第 6 条 指定 (介護予防) 訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した (介護予防) 訪問看護指示書 (以下「指示書」という。) により、看護師等が利用者を訪問して (介護予防) 訪問看護計画書を作成し、指定 (介護予防) 訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示

書の交付を求めるように助言する。

- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、指定（介護予防）訪問看護を開始する。

（指定（介護予防）訪問看護の内容）

第7条 指定（介護予防）訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- （1）病状・障害・全身状態の観察
- （2）清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- （3）褥瘡の予防・処置
- （4）ターミナルケア
- （5）認知症患者の看護
- （6）療養生活や介護方法の教育助言
- （7）カテーテル等の管理
- （8）在宅におけるリハビリテーション
- （9）在宅療養を継続するための必要な援助相談
- （10）その他医師の指示による処置

（利用料）

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。料金表は別添の通りとする。

- 2 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- 3 利用料金は原則として、毎月20日に指定口座からの引き落としとする。また、利用者の希望により、1ヶ月毎の集金も可能とする。
- 4 その他の利用料金は以下の通りとする。

通常の事業の実施地域（第10条に定める地域）を越えて行う指定（介護予防）訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。

自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から片道3～5 km 100 円
 - ② 実施地域を越えた地点から片道5～10 km 200 円
 - ③ 実施地域を越えた地点から片道10～15 km 300 円
 - ④ 実施地域を越えた地点から片道15 km以上 400 円
- 5 料金については、あらかじめ利用者や家族に文書で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文書に署名、捺印をしてもらうこととする。

- 6 利用者の都合で、サービスを中止する場合は、早めに連絡もらうこととし、キャンセル料については、不要とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域)

第10条 指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、秋田市とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - ⑥ 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ⑦ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ⑧ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であつたものの、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、職員でなくなったあとにおいても同様とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社エリアサポート
秋田と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改定	平成 27 年 4 月 6 日
改定	平成 27 年 4 月 14 日
改定	平成 27 年 10 月 1 日
改定	平成 28 年 1 月 1 日
改定	平成 28 年 10 月 14 日
改定	平成 29 年 2 月 1 日
改定	平成 31 年 2 月 1 日
改定	令和 1 年 6 月 1 日
改訂	令和 2 年 8 月 1 日
改定	令和 4 年 10 月 20 日
改定	令和 5 年 5 月 1 日
改定	令和 5 年 10 月 2 日
改定	令和 6 年 1 月 4 日
改定	令和 6 年 4 月 1 日
改定	令和 6 年 9 月 1 日
改定	令和 6 年 11 月 1 日
改定	令和 6 年 12 月 1 日
改定	令和 7 年 1 月 1 日
改定	令和 7 年 2 月 1 日
改定	令和 7 年 3 月 1 日
改定	令和 7 年 6 月 1 日